

立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)
 在外研究
 2012年度研究成果報告書

研究代表者	所属・職名		氏名	
	法学部教授		岩月 直樹 印	
研究課題	国際紛争処理における経済的措置の国内実施手続の現状と課題 — 対抗措置の国内実施過程における法規律の分析 —			
研修期間	2012年 4月 1日 ~ 2012年 9月 8日 (160 日間)			
経 費	年度経費	SFR 助成額	所属学部からの 補助額	合 計
	2011年度	425,844 円	1,600,000 円	2,025,844 円
	2012年度	1,335,581 円	0 円	1,335,581 円
主な滞在国 及び 研究機関名	国 名	研究機関名		
	英国 イタリア	Lauterpacht Research Centre for International Law, University of Cambridge Università degli studi di Roma La Sapienza, Facoltà di giurisprudenza		
研究成果の概要 (図・グラフは使用しないこと)				
<p>本在外研究は2010年10月より2012年9月の約2年間に渡り、EU域内とりわけEU加盟国の国内における経済制裁の実施に関わる法規律を中心テーマとし、それに関連する諸問題を研究主題として実施された。</p> <p>EUおよび加盟国による経済制裁措置の実施については、その決定過程について関連する資料を渉猟・収集することができた。その過程で、European University Institute に客員研究員として滞在中、実際に European Commission の Legal Service 部門において実務を担当していた Frank Benyon 氏から教えを得ることができたのは、大変に有益な経験となった。</p> <p>またこうした資料の検討・分析を進める上で必要な EU 法の知識について Università degli studi di Roma La Sapienza に滞在中、受入教官であった Enzo Cannizzaro 教授、また常任研究員の Alessandra Mignoli 女史との議論から多くの知見を得ることができ、アドバイスを受けることができた。</p> <p>本テーマについてはその取り纏めをなお進めているところであるが、関係資料から得られる分析結果としては、EU は各国と締結した経済連携協定の実施をはかる上ではあくまで協定により設立された委員会、および交渉を通じた妥結を重視し、経済制裁措置を利用する上でも交渉におけるデッドロックを解消し、再び交渉を通じた妥結に至る道を開くための手段として利用しようとしており、そのために措置も将来的な撤回を予定し、かつその程度においても実被害額と想定されるものにおおよそ相当する程度に留め、そうした措置が紛争の悪化を招くことのないように配慮したものであった。経済制裁措置の実施に際して示される基本的姿勢は、かつて米国が通商法 301 条措置およびその改正としてのいわゆるスーパー301 条措置をめぐる議会内での議論において示されていたものと軌を一にするものであると言える。こうした姿勢は国際法の観点からは、対抗措置に関する回復可能性、友好的紛争処理手続の尊重、そして均衡性原則といったその規制原則にもとづく諸要請をふまえたものであり、それらの妥当性を支持するものと見ることができる。</p> <p>本在外研究においてはこうした中心テーマに関する成果に加え、関連する他の問題についても有益な</p>				

研究成果の概要 (つづき)

知見を得、研究を進める上で新たな視点を獲得することができた。中でも European University Institute に滞在した際に参加した Ernst-Ulrich Petersmann 教授の“The Role of Courts in European Law and International Constitutional Problems of Judicial Governance”と題するセミナーでは、欧州統合という特殊な状況を前提としたものではあるが、国際制度の立憲化とその過程での国内における立憲制との関係という問題状況の把握と、それをいかに法的に把握し、整理するかをめぐる議論から多くを学ぶことができた。Università degli studi di Roma La Sapienza に移った後に、“Constitutional Challenge to the Law of Countermeasures: Some Reflection on Constitutionalization of International Law and Its Implications for the Law of Countermeasures” と題する講演を行ったが、それは同セミナーで得た知見をふまえて、対抗措置に関する自身のこれまでの研究を総括的に振り返り、今後の研究課題を改めて振り返ったものである。

同講演会において Luigi Tosato 元ローマ大学教授との意見交換を通じて、経済制裁措置、あるいは対抗措置一般が対象国国民の財産権に制約を加える場合、それをかつてのように団体責任論に基づいて正当化することがどこまで可能であり、また妥当であるかという問題について検討する必要性と重要性が明らかとなったため、とりわけ 2012 年 2 月以降は当該テーマを中心に検討を進めた。なかでも二国間・地域的投資保護協定によって保護された投資家の投資財産について、それに対する制約を投資家の本国が犯した先行違法行為に対する対抗措置として正当化しうるかにつき、国際投資保護協定上の投資家の法的地位を中心に検討した。本問題についてはなお検討の途中にあるが、国際投資保護協定により投資家が独立した紛争当事者としての資格を認められている場合 (= 条約違反による投資財産・活動への侵害行為について国際投資仲裁手続への付託資格を認められている場合) には、投資家の国際法上の法主体性や国際投資保護協定に基づいて共有する保護の投資家自身の実体的権利性について論じることなく、投資受入国は本国に対する対抗措置としての正当性を援用し得ないとの見解を、暫定的ながら、支持しうるものとの考えに至っている。

キーワード (研究内容を適確に表しているものを 5 項目で記入)

〔対抗措置〕〔経済制裁〕〔国際紛争処理〕〔国際投資保護〕〔国際法の国内実施〕

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ① 雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ② 図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③ シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④ その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

* 本在外研究 2012 年度 4 月以降ののみ。

- ① 雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
 1. 「第 7 章 利益否認 (Plama Consortium Ltd. (Cyprus) v. Bulgaria)」小寺彰 (編・著) 『エネルギー投資仲裁・実例研究——ISDS の実際』(有斐閣・2013 年 9 月刊行予定)。
- ④ その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)
 1. 「投資家の本国に対する対抗措置との関係における外国投資家の第三者性」(国際立法研究会報告。2012 年 11 月 2 日・法政大学市ヶ谷キャンパス富士見校舎 80 年館 7 階会議室。)
 2. 「国際投資保護協定における投資家の法的地位—保護の対象としての国家への従属性と紛争当事者としての主体性—」(東大国際法研究会。2013 年 3 月 2 日・東京大学法学部 4 号館 8 階会議室。)

※この(様式 2)に記入の、成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書(A 4 縦型横書き 1 枚・自由様式)を添付すること。